

事業者のみなさんへ

長野市子育て雇用安定奨励金交付制度

長野市では、子育てを行う労働者の雇用の継続の促進を図り、働きやすい雇用環境づくりを支援することを目的として、子育てと仕事との両立を支援する取組みを実施した事業者に対し、長野市子育て雇用安定奨励金を交付します。

■ 対象事業者

市内に事業所を有する中小企業事業主で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 育児休業終了後に、育児休業取得者を原職等に復帰させる取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を新規に確保した後、初めて育児休業取得者が原職等に復帰したことにより、国の両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援）【新規雇用】）の支給決定を受けた場合
- (2) 市税を滞納していないこと。

■ 奨励金の額

20万円

- ### ■ 申請方法
- 申請書類は長野市ホームページ（商工労働課雇用促進室）からダウンロードしてください。

(<https://www.city.nagano.nagano.jp/n140300/n140305/contents/p003539.html>)

両立支援等助成金の支給決定を受けた日の翌日から60日以内又は3月31日のいずれか早い日に「長野市子育て雇用安定奨励金交付申請書」「長野市子育て雇用安定奨励金交付請求書」と添付書類を提出してください。

・添付書類

- 両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援）【新規雇用】）の支給申請書の写し
- 両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援）【新規雇用】）の支給決定通知書等の写し

< 問い合わせ 長野市商工観光部商工労働課雇用促進室 電話 224-7492 >